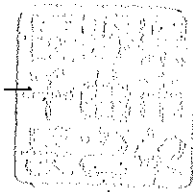


千曲市告示第68号

千曲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

千曲市長 小川 修



千曲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年千曲市告示第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア（ア）中「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護」を「施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「指定相当訪問型サービス等基準」という。）第3条に規定する指定相当訪問型サービス」に改め、同号ア（イ）を次のように改める。

（イ） 共生型介護予防訪問型サービス事業 指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。以下同じ。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者が介護予防訪問型サービス事業を、市が定める基準により実施する事業

第2条第1項第1号アに次のように加える。

（ウ） 介護予防生活支援サービス事業 生活動作及び日常生活動作は自立できているが、加齢等により負荷のかかる動作が困難である者に対し、掃除、食事の準備、買物等の生活維持のための支援を中心とした事業

第2条第1項第1号イ（ア）中「旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を「指定相当訪問型サービス等基準第47条に規定する指定相当通所型サービス」に改め、同条第5項中「と（イ）又はイ（ア）と」を「若しくは（イ）若しくは（ウ）又はイ（ア）若しくは」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2. 前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第1号訪問事業及び第1号通所事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定を行わない。

第8条第1項第1号イ中「指定介護予防生活支援サービス事業」を「指定共生型介護予防訪問型サービス事業」に、「介護予防生活支援サービス事業」を「共生型介護予防訪問型サービス事業」に、「別表第2」を「別表第1」に、「指定介護予防生活支援サービス事業費」を「指定介護予防訪問型サービス事業費」に改め、同号に次のように加える。

ウ 指定介護予防生活支援サービス事業（第2条第2項の規定により市長の指定を受けた者が実施する第2条第1項第1号ア（ウ）に規定する介護予防生活支援サービス事業をいう。以下同じ。） 次項に規定する一単位の単価に、別表第2に定める指定介護予防生活支援サービス事業費の単位数を乗じて得た額

第9条第2項中「支給の額は」の次に「、指定第1号訪問事業等に要する額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額とし」を加える。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第8条関係）

指定介護予防訪問型サービス事業及び指定共生型介護予防訪問型サービス事業に要する費用は、以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たっては、以下に掲げるほかは、施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第86号）及び施行規則140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和6年3月15日老認発0315第5号、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）に準ずるものとする。

1 指定介護予防訪問型サービス事業費

イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,176単位

（事業対象者、要支援1及び要支援2 1月につき・週1回程度の訪問）

ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,349単位

（事業対象者、要支援1及び要支援2 1月につき・週2回程度の訪問）

ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,727単位

(事業対象者及び要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問)

ニ 初回加算 200単位 (1月につき)

ホ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位 (1月につき)

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位 (1月につき)

ヘ 口腔連携強化加算 50単位 (1回につき、1月1回まで)

ト 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算 (I) + 所定単位 $\times 137 / 1,000$

(2) 介護職員処遇改善加算 (II) + 所定単位 $\times 100 / 1,000$

(3) 介護職員処遇改善加算 (III) + 所定単位 $\times 55 / 1,000$

チ 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位 $\times 63 / 1,000$

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位 $\times 42 / 1,000$

リ 介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所定単位 $\times 24 / 1,000$

ヌ 介護職員等処遇改善加算

(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) + 所定単位 $\times 245 / 1,000$

(2) 介護職員等処遇改善加算 (II) + 所定単位 $\times 224 / 1,000$

(3) 介護職員等処遇改善加算 (III) + 所定単位 $\times 182 / 1,000$

(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV) + 所定単位 $\times 145 / 1,000$

(5) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) + 所定単位 $\times 221 / 1,000$

(6) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) + 所定単位 $\times 208 / 1,000$

(7) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) + 所定単位 $\times 200 / 1,000$

(8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) + 所定単位 $\times 187 / 1,000$

(9) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) + 所定単位 $\times 184 / 1,000$

(10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) + 所定単位 $\times 163 / 1,000$

(11) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) + 所定単位 $\times 163 / 1,000$

(12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) + 所定単位 $\times 158 / 1,000$

(13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) + 所定単位 $\times 142 / 1,000$

(14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) + 所定単位 $\times 139 / 1,000$

- (15) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) + 所定単位×121/1,000
- (16) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) + 所定単位×118/1,000
- (17) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) + 所定単位×100/1,000
- (18) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) + 所定単位×76/1,000

注1 トについて、所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計とする。なお、算定に当たっては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に当該加算を算定する。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。この加算は令和6年5月31日までの間、算定できるものとする。

注2 チについて、所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計とし、かつ、算定に当たっては、介護職員等処遇改善加算 (I) から (III) までのいずれかを算定していることを要件とする。ただし、(1)又は(2)のいずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。この加算は令和6年5月31日までの間、算定できるものとする。

注3 リについて、所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計とし、かつ、算定に当たっては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に当該加算を算定する。この加算は、令和6年5月31日までの間、算定できるものとする。

注4 ヌについて、所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計とし、かつ、算定に当たっては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に当該加算を算定できるものとする。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。この加算は、令和6年6月1日から、算定できるものとする。

注5 ヌの (V) については、令和7年3月31日までの間、算定できるものとする。

注6 ホの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注7 への算定要件等については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号二に規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

注8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注9 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

注10 イからハマまでについて、事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者にサービスを行った場合は、所定単位数の90/100に相当する単位数を算定し、事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者にサービスを行った場合は、1回につき所定単位数の85/100に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の88/100に相当する単位数を算定する。なお、同一敷地内建物等については、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。

注11 イからハマまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100

を乗じた単位を足す。

注12 イからハマまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。

注13 イからハマまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注14 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。また、高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算、訪問型サービス事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者に対し減算を行う場合、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用いるものとする。

注15 指定共生型介護予防訪問型サービス事業を行う指定居宅介護事業者及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この注において「共生型介護予防訪問型サービスを行う指定居宅介護事業所」という。）において、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従事者基準」という。）第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22号までに規定する者が指定共生型介護予防訪問型サービス事業を行った場合は、所定単位数の70/100に相当する単位数を算定し、指定共生型介護予防訪問型サービス事業を行う指定居宅介護事業所において、居宅介護従事者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が指定共生型介護予防訪問型サービス事業を行った場合は、所定単位数の93/100に相当する単位数を算定し、指定共生型介護予防訪問型サービス事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において指定共生型介護予防訪問型サービス事業を行った場合は、所定単位数の93/100に相当する単位数を算定する。

別表第2（第8条関係）

指定介護予防生活支援サービス事業に要する費用は、以下に掲げる費用を算定するものとする。

- 1 指定介護予防生活支援サービス事業費（所要時間（現に当該サービスに要した時間ではなく、サービスに係る計画に位置付けられた当該サービスを行うのに要する標準

的な時間をいう。) 45分以上の場合)

イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,055単位

(事業対象者、要支援1及び要支援2 1月につき・週1回程度の訪問)

ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,110単位

(事業対象者、要支援1及び要支援2 1月につき・週2回程度の訪問)

ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,165単位

(事業対象者又は要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問)

ニ 初回加算 200単位 (1月につき)

別表第3 (第8条関係)

指定介護予防通所型サービス事業に要する費用は、以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たっては、以下に掲げるほかは、施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和6年厚生労働省告示第86号)及び施行規則140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和6年3月15日老認発0315第5号、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)に準ずるものとする。

1 指定介護予防通所型サービス事業費

イ 通所型サービス費1 1,798単位

(事業対象者及び要支援1 1月につき・週1回程度の通所)

ロ 通所型サービス費/22 1,798単位

(要支援2 1月につき・週1回程度の通所)

ハ 通所型サービス費2 3,621単位

(事業対象者及び要支援2 1月につき・週2回程度の通所)

ニ 生活機能向上グループ活動加算 100単位 (1月につき)

ホ 若年性認知症利用者受入加算 240単位 (1月につき)

ヘ 栄養アセスメント加算 50単位 (1月につき)

ト 栄養改善加算 200単位 (1月につき)

チ 口腔機能向上加算

(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位 (1月につき)

(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位 (1月につき)

リ 一体的サービス提供加算 480単位 (1月につき)

ヌ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算 (I)

- ① 事業対象者及び要支援1 88単位 (1月につき・週1回程度の通所)
- ② 要支援2 88単位 (1月につき・週1回程度の通所)
- ③ 事業対象者及び要支援2 176単位 (1月につき・週2回程度の通所)

(2) サービス提供体制強化加算 (II)

- ① 事業対象者及び要支援1 72単位 (1月につき・週1回程度の通所)
- ② 要支援2 72単位 (1月につき・週1回程度の通所)
- ③ 事業対象者及び要支援2 144単位 (1月につき・週2回程度の通所)

(3) サービス提供体制強化加算 (III)

- ① 事業対象者及び要支援1 24単位 (1月につき・週1回程度の通所)
- ② 要支援2 24単位 (1月につき・週1回程度の通所)
- ③ 事業対象者及び要支援2 48単位 (1月につき・週2回程度の通所)

ル 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位 (1月につき、3月に1回を限度)

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位 (1月につき)

ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位 (1回につき)

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5単位 (1回につき)

※ 6月に1回を限度とする。

ワ 科学的介護推進体制加算 40単位 (1月につき)

カ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算 (I) + 所定単位×59/1,000

(2) 介護職員処遇改善加算 (II) + 所定単位×43/1,000

(3) 介護職員処遇改善加算 (III) + 所定単位×23/1,000

コ 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位×12/1,000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位×10/1,000

タ 介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所定単位 $\times 11 / 1,000$

レ 介護職員等処遇改善加算

- (1) 介護職員等処遇改善加算 (I) + 所定単位 $\times 92 / 1,000$
- (2) 介護職員等処遇改善加算 (II) + 所定単位 $\times 90 / 1,000$
- (3) 介護職員等処遇改善加算 (III) + 所定単位 $\times 80 / 1,000$
- (4) 介護職員等処遇改善加算 (IV) + 所定単位の $64 / 100$
- (5) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) + 所定単位 $\times 81 / 1,000$
- (6) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) + 所定単位 $\times 76 / 1,000$
- (7) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) + 所定単位 $\times 79 / 1,000$
- (8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) + 所定単位 $\times 74 / 1,000$
- (9) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) + 所定単位 $\times 65 / 1,000$
- (10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) + 所定単位 $\times 63 / 1,000$
- (11) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) + 所定単位 $\times 56 / 1,000$
- (12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) + 所定単位 $\times 69 / 1,000$
- (13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) + 所定単位 $\times 54 / 1,000$
- (14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) + 所定単位 $\times 45 / 1,000$
- (15) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) + 所定単位 $\times 53 / 1,000$
- (16) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) + 所定単位 $\times 43 / 1,000$
- (17) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) + 所定単位 $\times 44 / 1,000$
- (18) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) + 所定単位 $\times 33 / 1,000$

注1 カについて、所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計とし、かつ、算定に当たっては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、令和6年5月31日までの間、算定できるものとする。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。

注2 ヨについて、所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計とし、かつ、算定に当たっては、介護職員処遇改善加算 (I) から (III) までのいずれかを算定していることを要件とする。ただし、(1)又は(2)のいずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。この加算は令和6年5月31日までの間、算

定できるものとする。

注3 タについて、所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計とし、かつ、算定に当たっては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に当該加算を算定する。この加算は、令和6年5月31日までの間、算定できるものとする。

注4 レについて、所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計とし、かつ、算定に当たっては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に当該加算を算定できるものとする。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定しない。この加算は、令和6年6月1日から、算定できるものとする。

注5 レの(V)については、令和7年3月31日までの間、算定できるものとする。

注6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

注8 イからハまでについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注9 イからハまでについて、看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注10 イからハまでについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注11 イからハまでについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

イ及びロ 376単位

ハ 752単位

注12 利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（イ及びロを算定している場合は1月につき376単位を、ハを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注11を算定している場合は、この限りではない。

注13 ニについては、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- (1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他介護予防通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目的を設定した介護予防通所型サービス事業計画を作成していること。
- (2) 介護予防通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- (3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

注14 ホの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における若年性認知症利用者受入加算の取扱いに準ずる。

注15 ヘについては、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に届出を行った介護予防通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介

護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（この注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない介護予防通所型サービス事業所であること。

注16 トについては、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(5) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない介護予防通所型サービス事業所であること。

注17 チの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における口腔機能向上加算の取扱いに準ずる。

注18 リについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ト又はチを算定している場合は算定しない。

注19 ヌの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護におけるサービス提供体制強化加算の取扱いに準ずる。

注20 ルの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注21 フの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。

注22 ウの算定要件等については、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱いに準ずる。

注23 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。また、高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算の支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用いるものとする。

別表第4 (第8条関係)

指定介護予防運動機能・ミニデイサービス事業に要する費用は、以下に掲げる費用を算定するものとする。

1 指定介護予防運動機能・ミニデイサービス事業費 (所要時間 (現に当該サービスに要した時間ではなく、サービスに係る計画に位置付けられた当該サービスを行うのに要する標準的な時間をいう。) 2時間以上の場合)

イ 事業対象者、要支援1及び要支援2 1,530単位 (1月につき・週1回程度のサー

ビスを行った場合)

ロ 事業対象者及び要支援2 2,909単位 (1月につき・週2回程度のサービスを行った場合)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の千曲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に事業を利用した者に係る経費の額から適用し、この告示の施行の日の前日までに事業を利用した者に係る費用の額については、なお従前の例による。